

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ミャンマー産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年5月12日付け薬生食輸発0512第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ミャンマー産ごまの種子のアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和2年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

| 検査強化日 | 対象国・地域 | 対象品目 | 検査項目 | 製造者、製造所、 輸出者及び包装者 |
|---------------|--------|------------------------------------|---------|----------------------|
| 令和2年 5月19日 | ミャンマー | ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を30%以上含有するものに限る) | アフラトキシン | |